

<所得制限>

障害の種類や等級によって所得制限の範囲が異なります。[*助成対象者表参照]

表1の基準額以上の場合、受診証の交付はできません。

[表1 所得基準額表]

扶養人数	本人	配偶者・親子
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円
6人	5,884,000円	7,601,000円

[表2 各種控除] (表1へ下記の額を加算します。)

控除の種類	本人	配偶者・親子
雑損控除	税控除相当額	税控除相当額
医療費控除	税控除相当額	税控除相当額
社会保険料控除	税控除相当額	80,000円
小規模共済等掛金控除	税控除相当額	税控除相当額
配偶者特別控除	税控除相当額	税控除相当額
障害者1人につき	*270,000円	270,000円
特別障害者1人につき	*400,000円	400,000円
寡婦控除	270,000円	270,000円
特別寡婦控除	350,000円	350,000円
寡夫控除	270,000円	270,000円
勤労学生控除	270,000円	270,000円
特別障害者手当控除	1,400,000円	-

[助成対象者表]

	重度	中度
身体障害者手帳	1級と2級	3級と4級の一部
療育手帳	A1とA2	B1
精神福祉手帳	1級	2級
障害基礎年金		1～2級

★所得制限…重度障害者の方は、本人のみ

中度障害者の方は、本人と配偶者、同一世帯一親等の方すべて